

質の高い教師の確保のための教職の魅力向上に向けた
環境の在り方等に関する調査研究会の運営について（案）

令和4年12月20日

質の高い教師の確保のための教職の魅力向上に向けた
環境の在り方等に関する調査研究会

質の高い教師の確保のための教職の魅力向上に向けた環境の在り方等に関する調査研究会（以下「本調査研究会」という。）の運営については、以下のとおり定めることとする。

（調査研究会の公開）

第1条 本調査研究会は原則として公開とする。ただし、座長が非公開とすることが適当と認める場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。

（調査研究会資料の公開）

第2条 本調査研究会の資料は原則としてホームページへの掲載等により公開する。ただし、座長が非公開とすることが適当と認める場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。

（議事概要の公開）

第3条 本調査研究会の議事は、議事概要等をホームページへの掲載等により公開する。ただし、座長が非公開とすることが適当と認める場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。

（雑則）

第4条 この規則に定めるもののほか、本調査研究会の議事の手続きその他調査研究会の運営に関し必要な事項は、事務局が本調査研究会に諮って定める。